

(議長)

次に小林議員の発言を許可致します。

「小林議員」

「小林議員」

まず始めに介護保険について質問致します。

これは先の議会の中でも質問したことはありますが、それ以降、その時点ではまあ、あの法律ができて、幾分もたたないということで、内容もまだこれからというようなことではありましたけれども、それ以降3か月が経過しておりますので、その辺の動きがあれば、まあ高齢者の1人1人が健康で生活できる環境の整備が必要と。で、江差町においてもこの法律の下での予防給付事業の更なる充実に向けて検討されていることと思いますが、またその対策はどのように考えているのかここでご質問致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」

「町長」

小林議員の1点目、介護保険についてご答弁申し上げます。介護保険法改正に伴う江差町における介護予防事業の検討状況についてのご質問でございますが、今回の改正によりこれまで予防給付事業で受けておりました訪問介護と、通所介護サービスを市町村が取り組む地域支援事業に移行するもので、条例を制定した中で、平成29年度までに段階的に移行しなければなりません。町としましては、条例を制定した上で、移行期間中につきましては引き続き現在のサービスを継続して参ります。また、平成29年度末までには地域支援事業に完全移行しなければなりませんので、江差町の高齢者の実情や現在のサービス状況を踏まえた中で必要なサービスと、サービスを提供する新たなしすみを、仕組みを含め、体制の構築に取り組めます。いずれにしましても、今回の改正は2025年を見据えた中で地域包括ケアシステムの構築も念頭にありますので、地域資源を活用し、地域全体で高齢者等が安心して暮らし続けられるように、支えあいの仕組みを構築することが重要であると考え、現在地域の皆様方のご理解とご協力もいただき、いただきながら、種々取り組みを進めている状況にありますので、ご理解願えればと思っております。

(議長)

「小林議員」

「小林議員」

はい。

今回のその改正の中でやはり、その要支援者への対策、働きかけによってですね、要はその要介護者を増やさないと、そういうような取り組みが大変必要だと思います。すなわち、高齢者1人1人の健康寿命をいかにして質的に高めるかがこれからの、まさに2025年を見据えた高齢化社会を迎えるにあたり、重要だと思います。現在も江差町においては、転ばん塾やいきいき健康教室の開催など行っていますが、ここでこの中での問題点や参加率の推移、男女比率など、特徴的な傾向などありましたら、教えていただければと思います。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」

介護予防事業の取り組み状況のことについて、質問に答えますけども、現在いきいき健康教室、転ばん塾につきましては、あの、転ばん塾は冬季間の月にあの2週間に渡っての事業と、いきいき事業は年間通しての事業で、火曜日から木曜日までの午後ということでスタートしておりますけども、参加者はほぼ、あの女性が大半でございます。例えば20名いると、男性は1割にも満たない程度で、1名か2名ということ、状況です。議員仰るとおり、あの、介護予防事業はあの介護支援、要支援ですね、とか介護認定にならないような取り組みが重要なテーマでございます。町と致しましては、あの今回の介護保険法の改正にもありますけども、介護予防給付事業があので地域支援事業になります。そういった中であの、介護、何ていうんですかね、当然あの、予防給付事業もあの一歩あが残りますけども、訪問介護と通所介護は地域支援事業になりますので、そういった中であのこれらの方々が、何ていうのか重くならないような取り組みだとか、それからあの、今、町として今取り組んでますけども、仕組み作りが大事だと思っておりますので、あの、今現在、各ちよ、ちょう、町内会連合会をお願い致しまして、各町内会にあの担当職員が入りまして、高齢者の実態を今調べております。こういった取り組みによりましてですね、あの地域でどのようなことがあの行われており、いて、何が足りないのか、このようなことを調べながらですね、新たな仕組み構築に向けて今検討している最中でございます。いずれにしても、あの健康増進、しっかりやっていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、「小林議員」

「小林議員」

先だってあの、道立のある先生とお会いしてその中で江差の高齢者は元気だと。で、よぼよぼの年寄りが多いんだろうと思ってたら、まあ江差に来てみたらですね、本当にそういう人少ないよって。いや、病院だからよぼよぼの人が来るんじゃないかなと思ってはいたんですが、まあそれは病院ですので、どこでも同じと言えば、やはりこの都市部と違っただすね、この生活環境のせいもやはりあるのではなかろうかと、いうふうに思います。で、まあ何その地域のコミュニティの力もあるのではないかと。そこでですね、まあ先程課長の、課長からもお話ありましたが、町内会の取り組み、であったり、後は集会所の活用など、例えば出張、そういう出張ストレッチであったりですね、また、町内対抗の、まあ町内対抗ですね、シニア対象のウォーキング大会、まあ朝何か歩きますと、今ですと朝の5時ぐらいからもうまっ暗い中でですね、歩いてる方、結構いらっしゃってですね、このウォーキング、歩くことに対しては、やはりロコモティブシンドロームと言われますが、歩かないこと、歩かなくなってますね、あの質が落ちるというようなこともありますので、そういう面から見るとこういったところへの、まあお金のあんまり掛からない支援ですね、支援を働きかけていく。で、元気な高齢者作りにやはり知恵もですね、あと幾分の援助もですね、考えなければならぬではないかと思いますが、この辺、もし何かありましたら、お答えいただければと思います。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」

あの、地域におきましてですね、今私たち、先程仰いましたけども、いろいろあの新しい事業構築ってことで、まあお話ししたけども、今これから、来年度にかけて、あの何故こう地域を調べておりますかという、地域の中であのまあこれからいろんな事業をあの、地域の中でサロンのことを企画していただいて、お互い話し合いながらいろんな事業を構築しまして、それをあの取り組んでいただける地域には、何かかにか行政的な支援も必要かと考えておりますけども、そういったですね、具体的な仕組みをこれから考えて今いこうとしているところでございます。そういう時にはやはりね、行政的な支援もありますし、地域で頑張っていただく事業内容も、あの、地域と一緒に構築していかなければならないと思っております。

(議長)

はい。小林議員、2問目から。

「小林議員」

はい。

(議長)

「小林議員」

「小林議員」

はい。

2問目、子どもの学びを支える学校図書館の充実に向けてということに致しました。で、この6月に学校図書館法がしゅう、改正されて、学校司書というものを、まあ法制化されたというようなことだそうです。で、江差町でのこの、ここへの対応はどうなっているのでしょうか。

(議長)

教育長。

「教育長」

「教育長」

学校図書館の関係につきましては私の方からご答弁申し上げたいと思います。学校図書館法では、従来から、小学校中学校共に、12学級以上の学校で司書教諭を配置するよう義務化されていることに加えまして、今、議員ご指摘のこの度の一部改正によりまして、児童生徒及び教員の学校図書館利用の一層の促進を図るために、学校司書を置くよう努めなければならないという、努力義務として規定されたところでございます。

従来からの司書教諭に関して、若干、述べさせていただきますけれども、配置基準は先程申し上げましたように、12学級以上の学校で配置されることと、担当は専門職ではなく、教諭の定数の中で兼務として配置されている現状あり、道費の負担職員として、道教委が任命を致してのものでございます。当町では、設置基準を満たしている、していないことから、司書教諭の配置はされてない状況でございます。

議員ご質問の学校司書の配置について、江差町の対応はということでございますけれども、当町の学校全てで校務分掌、学校の中での先生方のいろんな教務部ですとか学習部ですとか、そういう校務分掌を組織の中で学校図書館の運営指導に当たる教員を配置していることから、全く担当者がいないと、そういうことではございません。学校司書を置く、意義の大切さは、そういう意味でも、十分認識しているところでございます。しかしながら、教育委員会としては、努力義務である学校司書を配置すること、

重要だという認識は持っているものの、各学校の図書蔵書数はまだまだ不足しておりますので、まずは図書の充実を図ることを優先して、この何年間、財政当局にもですね、予算の増額を要求した。きたところでございます。読書、あるいはまた含めてこの図書というものの有効性、これらの認識は議員と同じだと思っておりますので、今後についても一層の充実に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(議長)

「小林議員」

「小林議員」

今あの宇宙、まあ日本の宇宙開発のことなんかもあって、子どもたちにとって今、自然科学へのジャンルは大変興味関心が高いものだというふうに聞いております。是非その学校図書の中でもそういった自然科学分野も含めてですね、充実をお願いしたいと思っております。

とはいえ、現在の子どもの置かれている状況を見ますと、まあ私どものようなアナログ世代から見るとですね、隔世の感があって、まあ今やもうスマホで読書。アマゾン書店でお買物などなど、何でも揃う反面、ことそういう読書との観点で見れば、成長にあった良本を選び読書することが逆に言うとなかなか難しい時代になったと、なったのではないかと思わざるを得ません。こんな環境の変化も、やはりこの学校司書であったり、そういう役割が重要になってきているんだと、国の方も認識しているものだと思います。学校図書館の充実の利用者である子どもたちや教職員のいつでも利用でき、多様な考えや知識に出会い、授業内容を豊かなものにする上でも大変重要と考えます。教育長言われるように、まあ現在は図書の充実というようなことではございますが、早期に町内全校とはならないとは思いますが、まあ中心校への配置、まあ基準から見るといいということではなくですね、やはり中心校への配置、そういう中でこの地域、江差町全体のですね、レベルを上げる必要もあるのではなかろうかと思っておりますが、もしこの辺の見通し、まあこの、このね、あと何年後ぐらいにはですね、是非やりたいとか、まあそういうようなことがわか、ありましたらば、最後にお聞きしたい、あ、最後じゃない。お聞きしたいと思っております。

(議長)

はい、「学校教育課長」

「学校教育課長」

あの学校司書の今後の配置の見通しということでございますけれども、先程あの教

育長答弁した通りですね、まずは学校図書の充実ということをまず優先をさせていただきたいなというふうに思っております。あの、まあ昨年の社文の事務調査の中でもですね、まあそういうご指摘をいただいて、3月にはあの報告もされております。その中で充実をすべきであると、いう方向でございましたので、昨年の、今年度の予算につきましてもですね、多額の予算をつけていただきました。そういう状況の中で、まずはあの図書の方を充実させていただきたいと。まあ、それがある程度見通しが立った段階です、司書についてはあの検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

これ2回目だ。

「小林議員」

「小林議員」

はい。ええと、まあ3問目。

ちょっと関連ではありますけれども、これあの昨日の道新、道新だったかな、の夕刊の新聞、新聞きょう、日本新聞協会のチラシ、宣伝紙です。この中に、学校図書館には子どもが新聞を読むための予算がついています。全ての学校に新聞があるはずですが、なければならない、ない所はありますかという内容なんですけど、江差の学校はどうなんですか。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

ええと、子ども新聞というものがございまして、子ども新聞につきましては、あの各学校の方で購入させていただいております。

(議長)

いいですね。

で、小林議員3問目ですね。はい。

「小林議員」

「小林議員」

3問目、旧江光デパート跡地の再開発計画ということであります。江光デパートの建つ新地地域は江差町の地域の顔でもあり、再開発は近接商店街と合わせ何とか活気

を取り戻す上でも絶好の機会だと思われます。この地域、地域の集いの場に、そして商業施設と宿泊施設を兼ね合わせ持つ複合施設など望まれますが、なかなか、その、行政としても大変なこととは思いますが、この辺のところでも積極的な関わり、町としても必要かと思いますが、この辺について、改めてお伝え、あ、お聞きしたいと思ひます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」

「町長」

小林議員の3問目、江光ビル跡地の再開発計画についてでございますが、議員ご指摘のとおり、江光ビル跡地は江差町の市街地の中心であり、今後の町づくりにとりましても重要な場所でございます。経済産業省の助成事業を活用した商店街の活性化事業につきましては、これまでも議員全員協議会を開催し、事業の説明とご意見を頂戴し、取り進めて参りました。11月28日開催の臨時会において、江光ビル跡地の活用含めた調査事業への補正予算につきましても、議決いただいたところでございます。この調査事業は、対象地域のニーズ、消費動向などのマーケティングの調査を取り進めております。これと並行し、事業主体である江差商工会では、江光ビルの跡地活用も含めた商店街の活性化を検討する江差町中心市街地商業活性化調査事業、事業委員会を立ち上げ、商店街や消費者の声を広く取り込んだ計画の策定をしていく動きであります。議員のご提言もありましたが、具体の跡地活用には財源対策も念頭に置きつつ、賑わい創出の知恵を出していかなければならないと考えております。事業主体はあくまでも商店街が中心となりますが、本委員会に対し、町の担当職員を派遣するなど、計画の策定に対し、町としても積極的にとりす、取り組んでいきたいと考えております。

(議長)

「小林議員」

「小林議員」

はい。賑わいあるまちづくりの観点からも地域のコミュニティづくりの核となるように、広く町民の意見を集約する、そんな仕組み作りが今やはり一番必要なんではなからうかというふうに思ひます。その商店街、まあ、あの、商工会中心に取り組むを進めるといふことと、やはりあの広く町民への声を傾ける、町民の声をすくい上げるというような観

点も必要になってくるのではなかろうか、とりわけ、上町、下町の住民の方々にはですね、どういう形でそういう声を拾い上げるか、そのところがやはり1つのポイントではなかろうかと思います。その辺、担当の課長、のところ、あ、担当のところでもし何かありましたら、はい、お聞きします。

(議長)

はい。「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

はい。あの議員仰るとおりだと思っております。あのこの事業自体はですね、調査事業自体は今年度3月いっぱい、来年の3月いっぱい終わる事業でございます。これと併せて今商店街が、並行して行ってる調査委員会につきましては、27年度の1年間をかけながらですね、その後につく、作ってあの作り上げていこうその商店街の核となる施設についてどうあるべきなのかということも含めたですね、計画を練っていくということでございますので、議員仰るとおり、広く、この委員だけで決めるのではなく、広く意見を取り入れながら進めるというのは行政の立場としては当然のことだというふうに思っておりますので、まあ、あの、委員会と連携しながら、また、商店街とも協議しながらですね、十分な協議をしながら進めて参りたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

(議長)

いいですか。

はい、以上で小林議員の一般質問を終わります。